【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月25日
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	０８６（４２２）０５８０ （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っています。） 東京都千代田区大手町１丁目１番３号 ０３（６７０１）１２０９
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 経理部長 松本 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町１丁目１番３号
【電話番号】	０３(６７０１)１０７１
【事務連絡者氏名】	経営企画本部 ＩＲ・広報部長 島本 智之
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都千代田区大手町１丁目１番３号） 当社大阪本社 （大阪市北区角田町８番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

1【提出理由】

平成24年６月22日開催の当社第131回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月22日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金17円 総額5,922,065,481円
③配当の効力発生日（支払開始日）	平成24年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

変更前	変更後
第４章 取締役及び取締役会 第19条（員数） 当会社の取締役は10名以内とする。	第４章 取締役及び取締役会 第19条（員数） 当会社の取締役は12名以内とする。

第３号議案　取締役 10 名選任の件

候補者：和久井康明、伊藤文大、山本恭寛、山下節生、村上敬司、
天雲一裕、川原崎雄一、雪吉邦夫、青本健作、塩谷隆英

第４号議案　監査役 3 名選任の件

候補者：蜷川洋一、山田洋暉、岡本吉光

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額８億円以内（うち社外取締役分は年額１億円以内）に改定する。

第６号議案　当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第１号議案	2,738,463	1,655	27,197	98.4	可決
第２号議案	2,682,355	57,752	27,197	96.3	可決
第３号議案					
和久井康明	2,639,975	91,050	36,247	94.8	可決
伊藤文大	2,675,065	55,961	36,247	96.1	可決
山本恭寛	2,678,778	52,248	36,247	96.2	可決
山下節生	2,678,799	52,227	36,247	96.2	可決
村上敬司	2,678,823	52,203	36,247	96.2	可決
天雲一裕	2,678,834	52,192	36,247	96.2	可決
川原崎雄一	2,678,828	52,198	36,247	96.2	可決
雪吉邦夫	2,678,768	52,258	36,247	96.2	可決
青本健作	2,690,337	40,689	36,247	96.6	可決
塩谷隆英	2,722,607	17,413	27,253	97.8	可決
第４号議案					
蜷川洋一	2,672,859	58,197	36,247	96.0	可決
山田洋暉	2,031,808	699,247	36,247	73.0	可決
岡本吉光	2,716,019	24,032	27,253	97.5	可決
第５号議案	2,666,731	50,458	50,097	95.8	可決
第６号議案	1,784,185	979,840	3,280	64.1	可決

(注) 各議案の可決要件は以下のとおりです。
・第１号議案、第５号議案および第６号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
・第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。
・第３号議案および第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席株主の議決権数のうち各議案の賛否につき確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。